



わかりやすい
助成金
ガイドブック

2023年度版

ごあいさつ

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して、いよいよ本格的に経済活動も活性化してきました。そして、感染症がまん延していた時期に急速に広がった「柔軟な働き方」「IT化」は、さらなる進展を見せようとしています。このような情勢下、本年度は仕事と育児の両立支援を含めた柔軟な働き方やITなどの従業員教育に関連した助成金に力が入っています。

なお、「助成金」というと「我が社でも本当に受給できる助成金があるのか」と思われる経営者の方もいらっしゃるかもしれません。しかし、そのような心配はご無用です。そもそも、「助成金」は多種多様であり、その時代を反映した国が推し進める政策に基づいて新設・改定されています。したがって、何らかの助成金に該当する可能性が高く、条件に合致しさえすれば、どんな企業でも受給できるものなのです。

また、「助成金」は金融機関の融資とは異なり、返済の必要がありません。実際に「助成金」を受給した企業は「気づいてよかった」「受給できてありがたかった」と感じています。

本書では、複雑で難解なイメージのある助成金をなるべく分かりやすい語句で理解しやすいように解説しました。本書で助成金の理解を深めていただければ幸いです。

目次

目次	1
助成金とは?	2
実際に受給した経営者の声	3
2023年度の助成金のポイント	3
①働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)	4 
②働き方改革推進支援助成金(適用猶予業種等対応コース)	5 
③人材開発支援助成金(人材育成支援コース)	6 
④人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース)	7 
⑤人材確保等支援助成金(テレワークコース)	8 
⑥中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)	9 
⑦両立支援等助成金(出生時両立支援コース「子育てパパ支援助成金」)	10 
⑧両立支援等助成金(育児休業等支援コース)	11 
⑨キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長コース)	12 
⑩キャリアアップ助成金(正社員化コース)	13 
⑪高年齢労働者待遇改善促進助成金	14 
⑫65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)	15 
⑬特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	16 
⑭トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)	17 
⑮産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)	18 
⑯雇用調整助成金	19 
取り扱い機関一覧	20

本ガイドブックに掲載している助成金以外にも、多数の助成金があります。助成金に興味をお持ちになった方は、裏表紙中面の「らくらく助成金診断」をご活用ください。

※次の記号は、それぞれ助成金の受給に際しポイントとなる要件を示しています



人の雇い入れ



制度の導入・必要な措置



職場環境や雇用管理の改善



能力開発



多様な人材の活躍推進

助成金とは？

下記のように一定の労働条件・職場環境の整備をすることにより、国から資金の助成を受けられる制度です

- 職場環境や待遇の改善を行った場合
- 育児や介護、治療と仕事の両立支援を行った場合
- 労働者の教育訓練を行った場合
- 高年齢者や障害者を雇用した場合 など

■助成金のメリット

- 国・金融機関からの融資返済義務があります
国からの助成金返済義務がありません

■会計・税務上の取り扱い

- 会計上雑収入として処理してください
税務上所得となります。消費税はかかりません
※助成金の会計・税務上の詳細な取り扱いについては、税務署や税理士にご確認ください

■大企業と中小企業では助成額が異なることがあります

中小企業の定義は以下の通りです

業種	労働者数または資本金・出資金額の基準
小売業(飲食店を含む)	労働者50人以下または資本金・出資金が5,000万円以下
サービス業	労働者100人以下または資本金・出資金が5,000万円以下
卸売業	労働者100人以下または資本金・出資金が1億円以下
その他の業種	労働者300人以下または資本金・出資金が3億円以下

※この基準を超えると大企業となります ※中小企業のみ対象となる助成金もあります

■助成金を申請する前に注意しておくこと

- 書類の整備をしておきましょう
申請にあたり、就業規則や賃金台帳など法律で定められている書類の提出が求められる場合があります
- 事前に計画届などの書類の提出が必要な場合があります
「人材開発支援助成金」のように、事前に計画届などの書類の提出が必要な場合がありますのでご注意ください
- 事業主の都合による離職をさせている場合、助成金を受給できない場合があります
「特定求職者雇用開発助成金」のように、一定の期間の間に、事業主の都合による離職、または一定の割合を超えた特定受給資格者となる離職者がいる場合、助成金を受給できない場合があります
- 不正受給には罰則があります
不正受給が判明した場合には、不支給または返還することになる上、事業所名の公表、さらに悪質なものは刑事告発の対象となります
- 取り扱い機関や社会保険労務士に確認をしましょう
実際に助成金を受給するにあたり、取り扱い機関や社会保険労務士に事前に詳細を確認しておきましょう

助成金の受給事例

勤怠管理をシステム化して助成金を受給！

製造業の事業者(従業員数:53名)の事例

助成金の種類:働き方改革推進支援助成金

受給額:約32万円



Before

これまでの給与計算は、タイムカードの打刻を所属長が確認し、その内容を人事部が入力していた。しかし、締め日から支払日までの間、定期的に確認や入力のための繁忙が発生すること、確認漏れや入力間違いなどのミスが発生することといった問題があり、システム化を検討していた。

【助成金受給の施策】

生体認証のタイムレコーダーと勤怠管理システムを導入

勤怠管理システムを給与計算システムと連携

After

随時、手軽に勤怠確認ができ、入力の手間もなくなったことで、大幅に効率化することができた。また、人為的なミスがなくなるとともに、勤怠情報がデジタルデータのため、タイムカードと違い保管も容易であるという副次的なメリットもあった。

2023年度の助成金のポイント

本年度は、「新しい資本主義」のもとに進められる施策に
関連した助成金に注目が集まっています

特に、少子化対策の一要素となる仕事と育児の両立支援策、仕事で新たに必要となる知識や技術を習得するリスキリング（学び直し）などに関する助成金が注目されています。企業としてこのような取り組みを推進していく際には、ぜひ助成金の活用を検討されてみてはいかがでしょうか。

①仕事と育児の両立支援

人材確保等支援助成金（テレワークコース）…P8

両立支援等助成金（出生時両立支援コース「子育てパパ支援助成金」）…P10

両立支援等助成金（育児休業等支援コース）…P11

②リスキリング

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）…P6

人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）…P7

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）…P18

次ページから個別の助成金の案内となります。なお、本紙記載の受給要件等につきましては、簡易的な記載しておりますので、あらかじめご了承ください。

1

働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)

制度導入の助成

働き方改革の推進と共に、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む場合に受給できます。



中小企業

大企業

制度導入の助成



どのような場合に助成されますか？

次のいずれにも該当する労働者災害補償保険の適用事業所の中小企業事業主

- 1.次の①から⑨のいずれかの取り組みを行うこと
 - ①労務管理担当者に対する研修
 - ②労働者に対する研修、周知・啓発
 - ③外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング
 - ④就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤人材確保に向けた取組
 - ⑥労務管理用ソフトウェアの導入・更新
 - ⑦労務管理用機器の導入・更新
 - ⑧デジタル式運行記録計(デジタコ)の導入・更新
 - ⑨労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など)

- 2.1の取り組みに対し、以下の「成果目標」の①から③のうち1つ以上選択し、全ての対象事業場において、その達成を目指して実施すること
 - ①月60時間を超える36協定の時間外労働時間を縮減させること
 - ②年次有給休暇の計画的付与の規定を新たに導入すること
 - ③時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入し、かつ特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)の規定をいずれか1つ以上を新たに導入すること



いくら助成されますか？

以下いずれかの低い額

- (1)成果目標の①から③の上限額および賃金加算額の合計額
(2)対象経費の合計額×補助率3／4 ※常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取り組みで⑥から⑨を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4／5

〈(1)の上限額〉

- ・成果目標①の上限額

事業実施後の設定	助成額	
	事業実施前の設定が月80時間超	事業実施前の設定が月60時間超
月60時間以下	200万円	150万円
月60時間を超え、月80時間以下	100万円	—

- ・成果目標②達成時の上限額:25万円
- ・成果目標③達成時の上限額:25万円

〈(1)の賃金加算額〉

引き上げ人数	助成額			
	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
常用労働者数 30人超	3%引き上げ	15万円	30万円	50万円
	5%引き上げ	24万円	48万円	80万円
常用労働者数 30人以下	3%引き上げ	30万円	60万円	100万円
	5%引き上げ	48万円	96万円	160万円

取り扱い機関

都道府県労働局 雇用環境・均等部(巻末参照)

知ったトク情報

- この助成金の申請の受付は2023年11月30日までとなります

